

企画総務委員会

送付 15 - 4

「六番町奇数番地地区計画」の白紙撤回を求める陳情

受付年月日

平成 15 年 5 月 28 日

陳 情 者

千代田区六番町 3 - 1

グランフォルム六番町 408 号

磯 博 康

外 189 名

## 陳 情 書

(趣旨)

千代田区議会におかれましては、平素より区民、地区関係者などの意見に真摯に耳を傾け、区内の居住環境の整備にご尽力いただいておりますことに、心より敬意を表します。

さて、私どもは、地域住民に対して、平成12年5月に送付されました「六番町奇数番地地区計画」(以下「地区計画」)につき、平成12年6月3日、5日の説明会に参加させていただいた結果、納得し難い点があり、「地区計画」の白紙撤回について、平成12年6月12日に陳情(陳情第12-10号)を提出致しました。

その後、千代田区議会におかれましては、定例区議会ごとに、審議を重ねていただきました。しかしながら、前区議会の任期中には結論が出ず、任期をもって審議未了ということで打ち切りとの結論をいただきました。これを受けまして、私共は改めて「地区計画」の白紙撤回を求めて陳情致します。

平成12年に私どもが陳情を提出して以来、引き続き六番町奇数番地近隣では、住宅・事務所併設型高層住宅や大型マンションが建設され、減少一途であった千代田区の夜間人口は数十年ぶりに増加に転じております。このことは、千代田区のさらなる活性化に役立つものと喜ばしく思っております。

ところが、六番町奇数番地地区では、同地区の一部地域の新たな建築物の高さの最高限度を国の建築基準法によって規定されている数値、並びに現在見直し素案作成の段階にある「千代田区における用途地域等の指定」によって規定される数値より低く制限する「地区計画」が提示されております。国の建築基準法は、私どもの居住する建物の建築確認時(平成9年5月)以降、数回に亘り一部改正され、より一層規制緩和の方向に進んでおります。また同様に、「千代田区における用途地域等の指定」によって規定される数値と比べても、「地区計画」との乖離はます

ます大きくなっております。このことは、当該地域の住宅建設または既存建築物の再改築等に制限を生み、新たな開発事業等の意欲の減退を招くことになると思われます。また、これは、千代田区が目指している区の魅力の増進と定住人口の確保・回復と大きく矛盾するものであり、住宅建設、新たな住民流入の流れを妨げるものと危惧します。

以上の理由によって、私どもは、現「地区計画」の白紙撤回を求めるものです。

平成15年5月28日

千代田区議会議長 殿